

伊予市地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱

令和 7 年 1 月 15 日

伊予市教育委員会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊予市の地域クラブ活動における指導の担い手の確保を図るため、部活動の実技に精通し、安全な指導ができる人材を登録する「伊予市地域クラブ活動指導者人材バンク」（以下「人材バンク」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第 2 条 人材バンクに登録する者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 登録を申請する年度の 4 月 1 日において 18 歳以上の者（ただし、高等学校に在学する者又は高等専門学校に在学する者のうち第 1 学年から第 3 学年までの者を除く。）

(2) 次のアからエまでのいずれかを満たす者

ア 伊予市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、市内中学校長又は伊予市スポーツ協会の推薦があること。

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において、部活動の指導実績があること。

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有すること。

エ 指導する種目又は活動に関する専門的な知識及び技能を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者は、人材バンクに登録することができない。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条及び学校教育法第 9 条各号に該当する者

(2) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等の行為をした者

(3) その他教育委員会が地域クラブ活動の指導者として不適格であると認める者

(登録の期間)

第 3 条 人材バンクの登録期間は、登録をした日が属する年度から起算して 5 を経過した年度の 3 月 31 日までとする。

(登録の申込及び更新)

第4条 人材バンクへの登録を希望する者は、伊予市地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、人材バンクへの登録を決定したときは、伊予市地域クラブ活動指導者人材バンク登録通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（登録の変更及び取消）

第5条 人材バンクに登録された者（次条において「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかに伊予市地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更・取消届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（登録の削除）

第6条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者名簿から登録者の情報を削除するものとする。

- (1) 前条の規定により、登録者から登録の取消届の提出があったとき。
- (2) 概ね1年間にわたり登録者と連絡が取れないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が登録者として不適格と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録の削除をするときは、伊予市地域クラブ活動指導者人材バンク登録削除通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（守秘義務）

第7条 登録者は、伊予市地域クラブ活動指導者として活動する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その登録を削除した後も同様とする。

（庶務）

第8条 人材バンクに関する庶務は、伊予市教育委員会社会教育課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は伊予市部活動の地域移行に関する検討会議において協議し、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月15日から施行する。